

# 阪神高速道路株式会社 第11回定時株主総会

## 議事次第

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日） 午前11時00分
2. 場 所 大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号  
当社 本社11階会議室
3. 会議の目的事項  
報告事項 第11期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役選任の件  
第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金支給の件

## (報告事項)

# 事業報告

平成 27 年 4 月 1 日から  
平成 28 年 3 月 31 日まで

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする経済財政政策の推進により、景気は緩やかな回復基調にありました。関西経済についても、輸出・生産面に新興国経済の減速の影響がみられるものの、景気は緩やかな回復基調にありました。

このような経営環境の中、阪神高速グループは、「先進の道路サービスへ」という企業理念の下、安全・安心・快適なネットワークを通じてお客さまの満足を実現し、関西のくらしや経済の発展に引き続き貢献すべく、事業の着実な展開に努めて参りました。

高速道路事業におきましては、ミッシングリンクを解消し、関西経済の発展に寄与するネットワークを構築するため、現在建設中の路線やジャンクションの整備促進に努めて参りました。また、阪神高速道路を将来にわたって健全な状態に管理し、お客さまに安心してご利用いただけるよう、引き続き構造物等の修繕を進めるとともに、当事業年度より新たに、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 13 条第 1 項第 2 号に規定する特定更新等工事に着手いたしました。

その他の事業におきましても、休憩所事業、駐車場事業、道路マネジメント事業等について引き続き実施いたしました。

この結果、当事業年度における当社グループの営業収益は 256,880 百万円（前事業年度比 16.3%増）、営業利益は 3,011 百万円（同 53.5%増）、経常利益は 3,338 百万円（同 32.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は 2,430 百万円（同 4.4%減）となりました。

事業別の状況につきましては、次のとおりであります。

### <高速道路事業>

高速道路事業では、会社設立 10 周年の節目を迎えた当事業年度は、“新たなステージへ！～徹底したお客さま目線で安全・安心・快適～”を当社グループスローガンに掲げ、「安全・安心・快適」の更なる追求のため、新たに特定更新等工事（大規模更新・修繕事業）に着手いたしました。また、引き続き構造物等の修繕に鋭意取り組んだほか、31 号神戸山手線神戸長田トンネル終日通行止めによる天井板の撤去工事を実施するなど、営業延長 259.1 km にわたるネットワークの適正な管理に努めて参りました。併せて、「安全・安心・快適」な道路サービスを引き続き提供するため、3 号神戸線（深江～武庫川）及び 5 号湾岸線（南港～北港 JCT）において終日通行止めによる舗装の打替えや橋梁の伸縮継手補修などのフレッシュアップ工事を実施いたしました。

高速道路通行台数は、一日当たり約 74 万台（前事業年度比 1.5%増）とやや増加傾向となりました。これにより、料金収入は 172,339 百万円（同 1.0%増）となりました。

また、企画割引「阪神高速 ETC 乗り放題パス（『2015SUMMER』、『2015AUTUMN』、『2016SPRING』）」の販売及び「阪神高速 会社設立 10 周年記念 ETC ポイントプレゼント」により利用促進策を実施したほか、現金でご利用のお客さまが円滑に ETC をご利用いただけるよう「ETC 車載器購入助成」を継続的に実施して参りました。

高速道路の建設につきましては、ミッシングリンクの解消に向け、淀川左岸線（海老江 JCT

～豊崎)や大和川線(三宝JCT～三宅西)の整備を推進するとともに、西船場JCT(信濃橋渡り線(仮称))の整備促進に努めて参りました。

【建設中路線等(平成28年3月31日現在)】

路線名	区間
大阪市道高速道路淀川左岸線	(自) 大阪市此花区高見一丁目 (至) 同市北区豊崎六丁目 (4.4km [4.3km])
大阪府道高速大和川線	(自) 堺市堺区築港八幡町 (至) 松原市三宅西七丁目 (9.1km [4.1km])
神戸市道高速道路2号線	(自) 神戸市長田区南駒栄町 (至) 同市同区西尻池町 (0.4km)
大阪府道高速大阪池田線 (信濃橋渡り線(仮称))	(自) 大阪市西区西本町 (至) 同市同区江戸堀

(注) 区間欄の( )は延長を示しており、そのうち、公共事業及び有料道路事業による合併施行区間を〔 〕の内数で記載しております。

この結果、高速道路事業の営業収益は244,175百万円(前事業年度比22.5%増)となりました。また、当事業年度における高速道路事業の新規投資は36,962百万円、防災安全対策や附属施設の高度化等の改築等投資は36,302百万円となりました。

＜受託事業＞

受託事業につきましては、大阪府道高速大和川線の工事受託等により、営業収益は7,626百万円(前事業年度比51.5%減)となりました。

＜その他の事業＞

その他の事業につきましては、休憩所事業、駐車場事業、道路マネジメント事業、発生土再生活用事業、国際コンサルティング事業等を展開して参りました。

この結果、その他の事業の営業収益は5,197百万円(前事業年度比12.4%減)となりました。

また、平成27年7月にはモロッコ王国のモロッコ高速道路会社と技術交流に関する覚書を締結する等、交通制御及びITS、道路・橋梁維持管理、トンネル等に関する技術交流を推進しております。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は6,739百万円で、その主な内容は次のとおりであります。

①当事業年度中に完成した主要設備

- ・高速道路事業 料金収受機械及びETC設備等の増設

②当事業年度において継続中の主要設備の新設、拡充

- ・高速道路事業 料金収受機械及びETC設備等の拡充等

③当事業年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去・滅失

- ・高速道路事業 料金収受機械設備の撤去
- ・その他の事業 土地及び用途廃止建物等の売却

### (3) 資金調達状況

- ① 平成 27 年 7 月 23 日及び平成 27 年 11 月 19 日に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 12 条第 1 項第 4 号に基づき、各 54.99 億円、合計 109.98 億円の無利子資金の借入れを実施いたしました。
- ② 平成 27 年 10 月 14 日、第 13 回社債（一般担保付、機構重畳的債務引受条項付）150 億円を発行いたしました。
- ③ 平成 28 年 2 月 25 日、第 14 回社債（一般担保付、機構重畳的債務引受条項付）350 億円を発行いたしました。
- ④ 平成 28 年 3 月 30 日、株式会社三井住友銀行外 12 金融機関から総額 80 億円の借入れを実施いたしました。

### (4) 対処すべき課題

当社は、企業理念である「先進の道路サービスへ」の実現に向けて、平成 26 年度当初に第三次の計画となる「中期経営計画（2014～2016）」を策定いたしました。本計画では、構造物の老朽化対策や長期的視点に立った維持管理、新たな技術開発やノウハウの継承、道路ネットワークの着実な整備や利用しやすい料金体系の実現、たゆまぬ経営改善、関連事業の一層の拡大などの経営課題を踏まえた重点施策を取りまとめております。中期経営計画の最終年となる平成 28 年度は、“新たなステージへ、前進！ ～グループの総力を挙げて安全・安心・快適～”を阪神高速グループスローガンに掲げ、「安全・安心・快適」をさらに充実させたネットワークの提供に取り組むとともに、新しいステージでの道路サービスの提供等にグループ一丸となって取り組んで参ります。また、会社設立 10 周年の節目を迎え、阪神高速グループが将来に向かって発展し続けるための新たなステージにおける目標として、「阪神高速グループビジョン 2030」の策定を進めております。

中期経営計画期間の 3 年間に重点的に実施する施策の概要は、次のとおりであります。

#### <大規模更新・修繕等による長寿命化の推進>

阪神高速道路を将来にわたって健全な状態に管理し、お客さまに安心してご利用いただけるよう、構造物等の修繕を進めるとともに、国や関係自治体などの関係機関と連携しつつ、お客さまや地域の皆さまのご理解をいただきながら、平成 28 年度も引き続き大規模更新・修繕事業を推進いたします。

#### <安全・安心・快適の追求>

阪神高速をご利用いただくすべてのお客さまにとって安全で安心して運転しやすく、快適な走行が可能な道路サービスを提供するため、日常維持管理、交通安全対策などのハード改良、CS 向上施策、ITS 技術の活用等を継続的に実施いたします。

また、南海トラフ巨大地震による津波等に対応する防災対策を進めて参ります。

#### <より利用しやすく>

関西のくらしや経済の発展に寄与し、お客さまの利便性向上に資するミッシングリンク解消に向けたネットワーク整備等に着実に取り組むとともに、お客さまにとってわかりやすく、道路網全体が効率的に利用される料金体系の実現に向けた検討を進めて参ります。

#### <プロの仕事の徹底>

今後の都市部における大規模更新・修繕等に対応するため、高品質で合理的な都市高速道路の建設・管理、構造物の長寿命化、維持管理の効率化等の実現に向けた技術開発を戦略的に進めて参ります。

### <関連事業・新規事業の展開>

阪神高速グループにおいてこれまで培ってきた技術・ノウハウ、高架下等の道路空間や保有する資産を有効に活用し、社会のニーズに応えるため、周辺の自動車専用道路等の一体的管理受託、海外事業を含む土木・建築・補償コンサルティング事業、駐車場事業、保有資産有効活用事業、ETC活用事業等を積極的に展開いたします。

### <環境にやさしく、地域・社会とともに>

企業の信頼性を確保しつつ社会的責任を果たすため、地球環境の保全、都市環境との調和に積極的に取り組むとともに、これまで培った技術やノウハウを活かし、地域社会へ貢献いたします。

### <阪神高速グループ全体の総合力向上>

阪神高速グループ全体での企業価値向上を進めるとともに、グループ経営による効果を検証し、道路サービスの更なる品質確保・向上を図り、持続発展する企業グループを目指して参ります。

### <たゆまぬ経営改善と働きがいのある職場の実現>

財務基盤の強化と確実な債務返済を図るため、引き続きコストの縮減等による経営改善を進めるとともに、経営計画・実績評価制度、人材マネジメント等を通じた働きがいのある職場の実現、組織の生産性・効率性の向上を推進いたします。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ①企業集団

区 分	第 8 期 (平成 24 年度)	第 9 期 (平成 25 年度)	第 10 期 (平成 26 年度)	第 11 期 (当事業年度)
営業収益 (百万円)	236,405	329,329	220,825	256,880
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,727	△1,945	2,541	2,430
1株当たり 当期純利益 (円)	86.35	△97.29	127.05	121.51
総 資 産 (百万円)	330,571	222,886	241,786	241,999
純 資 産 (百万円)	39,770	33,631	36,719	33,019
1株当たり 純資産額 (円)	1,988.51	1,681.56	1,820.37	1,630.84

**②当社**

区 分	第 8 期 (平成 24 年度)	第 9 期 (平成 25 年度)	第 10 期 (平成 26 年度)	第 11 期 (当事業年度)
営業収益 (百万円)	232,776	326,167	216,248	253,165
当期純利益 (百万円)	1,095	△2,382	1,395	1,614
1 株当たり 当期純利益 (円)	54.77	△119.11	69.76	80.71
総 資 産 (百万円)	323,579	216,454	232,503	232,549
純 資 産 (百万円)	34,103	31,720	32,321	33,935
1 株当たり 純資産額 (円)	1,705.15	1,586.04	1,616.08	1,696.80

**(6) 重要な親会社及び子会社の状況****①親会社との関係**

該当事項はありません。

**②重要な子会社の状況**

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
阪神高速サービス株式会社	40 百万円	100%	駐車場事業・休憩所管理事業
阪神高速技術株式会社	80 百万円	100%	保全点検・維持修繕業務
阪神高速パトロール株式会社	10 百万円	100%	交通管理業務
阪神高速トール大阪株式会社	50 百万円	100%	料金收受業務
阪神高速トール神戸株式会社	50 百万円	100%	料金收受業務
阪神高速技研株式会社	30 百万円	100%	調査・設計・積算業務
内外構造株式会社	21 百万円	66.7% (66.7%)	保全点検業務

(注) 議決権比率の ( ) 内は、間接所有割合で、内数であります。

**③その他**

該当事項はありません。

**(7) 主要な事業内容**

当社グループは、高速道路事業、受託事業及びその他の事業を行っており、各事業の内容は以下のとおりであります。

**①高速道路事業**

ア. 高速道路の新設及び改築

イ. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から借り受けた高速道路の維持・修繕・その他の管理

**②受託事業**

国、地方公共団体等からの委託による道路の建設・管理・調査等

### ③その他の事業

休憩所事業、駐車場事業、道路マネジメント事業、発生土再生活用事業、国際コンサルティング事業等

## (8) 主要な事業所

### ①当社

本社 大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号  
東京事務所 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号  
建設・更新事業本部 大阪市西区阿波座一丁目3番15号  
大阪建設部 大阪市港区弁天一丁目2番1-1900号  
堺建設部 堺市堺区南花田口町二丁3番20号  
大阪管理局 大阪市港区石田三丁目1番25号  
神戸管理部 神戸市中央区新港町16番1号  
京都管理所 京都市伏見区深草中川原町13番7号

### ②子会社

阪神高速サービス株式会社 大阪市西区靱本町一丁目11番7号  
阪神高速技術株式会社 大阪市西区西本町一丁目4番1号  
阪神高速パトロール株式会社 大阪市西区立売堀一丁目4番12号  
阪神高速トール大阪株式会社 大阪市中央区本町四丁目1番7号  
阪神高速トール神戸株式会社 神戸市中央区雲井通四丁目2番2号  
阪神高速技研株式会社 大阪市西区阿波座一丁目3番15号  
内外構造株式会社 大阪市中央区南船場四丁目7番15号

## (9) 従業員の状況

### ①企業集団

区 分	従業員数	前事業年度末比増減
高速道路事業	1,872名	3名減
受託事業		
その他の事業	77名	6名増
全社（共通）	204名	3名減
合計	2,153名	増減なし

### ②当社

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
668名	1名増	43.9歳	17.9年

(注) 1. 従業員数には、当社から社外への出向者(91名)を除き、社外から当社への出向者(61名)を含めております。

なお、従業員数には、嘱託、パートタイマー、アルバイト及び派遣は含めておりません。

2. 平均勤続年数は、阪神高速道路公団における勤続年数を含めております。

**(10) 主要な借入先**

借入先	借入残高
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	67,907 百万円
株式会社三井住友銀行	1,567 百万円
株式会社みずほ銀行	1,563 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,170 百万円
農林中央金庫	742 百万円
株式会社りそな銀行	648 百万円
信金中央金庫	642 百万円
株式会社新生銀行	588 百万円
三井住友信託銀行株式会社	342 百万円
株式会社あおぞら銀行	238 百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	149 百万円
株式会社福井銀行	146 百万円
株式会社池田泉州銀行	125 百万円
株式会社京都銀行	80 百万円

(注) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項に基づき引き受けられた債務を除いております。

**2. 会社の株式に関する事項****(1) 発行可能株式総数**

80,000,000 株

**(2) 発行済株式の総数**

20,000,000 株

**(3) 株主数**

7 名

**(4) 大株主**

株主名	持株数	持株比率
財務大臣	9,999,996 株	50.0%
大阪府	2,876,722 株	14.4%
大阪市	2,876,722 株	14.4%
兵庫県	1,827,287 株	9.1%
神戸市	1,827,287 株	9.1%
京都府	295,993 株	1.5%
京都市	295,993 株	1.5%

**(5) その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。



### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	森 下 俊 三	・大阪瓦斯株式会社社外取締役 ・大阪府公安委員会委員長 ・同志社大学大学院特別客員教授 ・日本放送協会(NHK)経営委員
代表取締役社長	山 澤 俱 和	
代表取締役	幸 和 範	・兼専務執行役員(技術部担当) ・阪神高速サービス株式会社取締役 ・阪神高速技術株式会社取締役
取締役	岡 本 博	・兼常務執行役員(保全交通部及び情報システム室並びに大阪管理局、神戸管理部及び京都管理所の一部業務担当)
取締役	井 川 清 人	・兼執行役員(総務人事部の一部業務及び経理部担当) ・阪神高速サービス株式会社取締役 ・一般財団法人阪神高速道路技術センター評議員
取締役	中 根 慎 治	・兼執行役員(計画部及び環境景観室担当)
取締役	東 潔	・兼執行役員(経営企画部の一部業務及び東京事務所担当)
常勤監査役	越 智 浩	
監査役	廣 田 玉 枝	・大阪家庭裁判所家事調停委員 ・武庫川女子大学非常勤講師
監査役	藤 井 正 和	・日本高速道路インターナショナル株式会社社外監査役 ・阪神高速サービス株式会社監査役

(注) 1. 取締役会長森下俊三氏は、社外取締役であり、常勤監査役越智浩氏及び監査役廣田玉枝氏は、社外監査役であります。

2. 取締役東潔氏及び監査役藤井正和氏は、平成27年6月25日開催の第10回定時株主総会において新たに選任され、それぞれ同日付けで就任しております。

なお、上記のとおり代表取締役及び取締役が執行役員を兼務するほか、以下の執行役員を置いております。

会社における地位	氏名	担当
執行役員	玉田 尋三	総務人事部の一部業務及び事業開発部担当
執行役員	村岡 秀樹	営業部及び監査室並びに大阪管理局、神戸管理部及び京都管理所の一部業務担当
執行役員	関本 宏	経営企画部の一部業務及び建設・更新事業本部担当

- (注) 1. 坂下泰幸氏は、平成27年6月25日付けをもって執行役員を退任いたしました。  
2. 関本宏氏は、平成27年6月25日付けをもって執行役員に就任いたしました。

## (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任年月日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
長谷川 新	平成27年6月25日	辞任	・取締役兼常務執行役員
川本 清	平成27年6月25日	辞任	・監査役 ・公益社団法人大阪港振興協会会長

## (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	7名	110百万円
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	26百万円 (19百万円)
合計	11名	137百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額200百万円以内と決議いただいております。  
2. 監査役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額70百万円以内と決議いただいております。  
3. 当事業年度末日現在の取締役は7名（うち社外取締役は1名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）ですが、上記の取締役及び監査役の支給人員には、当事業年度中に退任した取締役1名及び監査役1名を含み、無報酬の取締役1名（社外取締役）を除いております。  
4. 支給額には、役員退職慰労引当金の繰入額6百万円を含めております。

## (4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

②他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役会長森下俊三氏は、大阪瓦斯株式会社社外取締役であります。当社は、大阪瓦斯株式会社との間に高速道路の建設に付随する設備移設に係る取引関係があります。

### ③当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会出席回数 (11回開催)	監査役会出席回数 (20回開催)
取締役会長 森下 俊三	9回	—
常勤監査役 越智 浩	11回	20回
監査役 廣田 玉枝	10回	19回

イ. 取締役会における発言状況

- ・ 取締役会長森下俊三氏は、組織運営についての豊富な経験を活かし、また社外取締役としての独立した立場から、適宜発言を行っております。
- ・ 常勤監査役越智浩氏は、常勤者としての立場で会社全体の業務の適正性を確保するという観点から、当社の業務運営全般について、適宜発言を行っております。
- ・ 監査役廣田玉枝氏は、法務行政に関する豊富な実務経験や見識を活かし、適宜発言を行っております。

### ④責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	38,400千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,400千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人が提出した監査計画について、監査の方法が適正妥当かつ合理的であり、また、的確かつ実効性ある監査を行うに足りるものであるか、監査の体制が必要かつ十分なものであるかを検証するとともに、取締役等から会計監査人の報酬等の額の算定の根拠等について聴取し、当該報酬等の額が監査計画に従って監査を行うために必要かつ十分なものであるか確認した上で、当該報酬等の額について同意しております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に規定する解任事由に該当するとき

は、監査役全員の同意により当該会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、知見及び能力、監査体制、監査の方法及び内容等を検証し、その結果会計監査人としての職務の遂行に支障があると判断した場合は、株主総会に会計監査人の解任又は不再任に関する議案が提出されるべく、その内容を決定いたします。

## **(6) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分**

新日本有限責任監査法人は、他社の財務書類の監査において同法人の公認会計士が相当の注意を怠り重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したこと等により、金融庁から平成27年12月22日付で、契約の新規の締結に関する業務を平成28年1月1日から同年3月31日まで停止する処分を受けております。

## **6. 会社の体制及び方針**

### **(1) 業務の適正を確保するための体制**

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」（内部統制システム）の整備について、その内容を見直し、取締役会で決議しました。

なお、見直し後の全文は以下のとおりであり、当社は、これらの体制について、今後も継続的に必要な見直しを行っていくこととしております。（最終改正：平成27年4月24日）

#### **1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

取締役は、会社法その他の法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

また、「企業理念」、「経営方針」及び「行動規範」を踏まえ、率先して当社の社会的責任を全うすべく、適正な職務執行にあたる。

取締役会決定、社内規則に基づき、社外の学識経験者を含むコンプライアンス委員会、コンプライアンス社内推進委員会を通じて、コンプライアンスに関する体制の整備、施策の実施の推進を図るとともに、コンプライアンス基本方針及びその具体的な行動基準として定めた手引きを活用して、コンプライアンスの徹底を図る。

業務に関し法令等に違反する事案を発見した場合に、これを看過することなく、職場における業務の透明性を向上させるため、当社の社員及びグループ会社（当社が直接出資する子会社をいう。以下同じ。）の社員が電話、電子メール、書面、面談等により利用できる社内相談・通報窓口のほか、社外の弁護士による社外相談・通報窓口を設ける。相談等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保する。

暴力団等の反社会的勢力からの不当要求等への対応については、弁護士や警察等関係機関と連携を図りつつ毅然と対応し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。

定例取締役会を原則として月1回開催し、重要事項の決議を行うほか、四半期毎に職務執行状況の報告を行うこと等を通じて、取締役の職務を相互に監督し、取締役の職務執行の適法性を確保する。

監査役は、取締役会のほか、経営責任者会議その他の重要な会議への出席により、取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を発揮する。

#### **2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

取締役の職務執行に係る情報については、社内規則に基づき、文書、図画又は電磁的記録（以下「文書等」という。）に記録し、保存する。株主総会議事録及び取締役会議事録については、総務人事部において保存することとし、その他の取締役の職務執行に係る文書等についても、社内規則に基づいて適正に保存・管理する。

### 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内規則に基づき、各担当部門における業務の実施を通じて、リスク要因を把握・認識し、必要なリスク対策を立案して実施し、必要なリスク対策の見直しを行う等、リスクマネジメントを実施する。

特に、道路事業における事故、災害、システム障害、個人情報保護、コンプライアンス等、会社等に重大な損失等を与えるリスクについては、各担当部門においてリスクマネジメントを実施するとともに、リスクマネジメント委員会において会社等に重大な損失等を与えるリスクの特定、リスク対策の内容及び損失等が発生したときに講じた措置内容について調査及び審議を行うなど、一連のマネジメントサイクルの継続的な実施を通じてリスク管理を推進する体制を運用する。

また、緊急発生時に必要な社内の連絡体制を整備するほか、緊急事態への対処のため迅速な判断及び指示が必要なときは、緊急対策本部を設置して役員及び社員に対し必要な指示及び命令を行い、緊急対策本部の下連携協力して対処する。

取締役会は、これらの実施状況を監督し、リスク管理の徹底を図る。

### 4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規則に基づき、各取締役及び取締役会で選任された執行役員において、業務を効率的に分担管理する。

また、中期経営計画の達成に向けて、担当部門毎に年度毎及び中期の経営計画を策定し、その進捗状況を評価する経営計画・実績評価制度を運用することにより、業務の着実かつ効率的な推進を図る。

定例取締役会を原則として月1回開催し、重要事項の決議を行うとともに、四半期ごとに取締役の職務執行状況の報告を行う。併せて、経営に大きな影響を及ぼす可能性のある経営課題の把握、解決方法の検討等を行うために関係する取締役、執行役員等をメンバーとする重要案件会議を開催し、重要課題への的確に対応する。

### 5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

すべての社員は、会社法その他の法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

また、「企業理念」、「経営方針」及び「行動規範」を踏まえ、率先して当社の社会的責任を全うすべく、適正な職務執行にあたる。

取締役会決定、社内規則に基づき、社外の学識経験者を含むコンプライアンス委員会、コンプライアンス社内推進委員会を通じて、あるいはコンプライアンス基本方針及びその具体的な行動基準として定めた手引きを活用して、コンプライアンスの徹底を図るとともに、社内におけるコンプライアンス意識の向上に向けた社員研修等の実施により、社員に対する継続的な啓発、支援等を行う。

業務に関し法令等に違反する事案を発見した場合に、これを看過することなく、職場における業務の透明性を向上させるため、社員が電話、電子メール、書面、面談等により利用できる社内相談・通報窓口のほか、社外の弁護士による社外相談・通報窓口を設ける。相談等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保する。

暴力団等の反社会的勢力からの不当要求等への対応については、組織的な対応をとり、必要に応じて弁護士や警察等関係機関と連携を図りつつ毅然と対応し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。

内部監査の実施を通じて、社内のコンプライアンスの状況を点検・評価することにより、会社の業務の適法性及び適正性を確保し、その向上を図る。

## 6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、阪神高速グループ全体の総合力の向上を目的に、グループ会社の管理に関する基本方針及び管理内容を定めた社内規則を制定し、グループ全体の業務の適正化及び円滑化並びに経営効率の向上を図る。

グループ会社の子会社については、当該会社の規模、特性、業務内容に応じ、グループ会社が管理内容を定めて適切な管理を行い、業務の適正化及び円滑化並びに経営効率の向上を図る。

監査役は必要に応じて子会社の業務状況等を調査する。また、監査室は、業務の適法性・適正性・効率性を確保するため及びグループ会社の内部統制の確立を支援するため、関係部門と連携を図りグループ会社に対する内部監査を定期的実施し、その結果を当社の社長に報告し、当社の社長から当該グループ会社の社長に通知する。

また、当社の内部監査部門に在籍する社員をグループ会社の監査役として派遣する準常勤監査役制度の運用等を通じて、グループ会社における監査役監査の実効性を確保するとともに、グループ経営の管理体制の強化を図る。

### (1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

グループ会社の管理に関する社内規則において、グループ会社が経営上重要な行為を行おうとする場合には、あらかじめグループ会社から関係書類の提出又は報告を求めるなどの上、適切に指導又は助言等を行うことにより、グループ会社の業務の適正化及び円滑化を図り、もってグループ全体の経営効率の向上を図る。

また、グループ会社の経営目標、達成状況及び課題を共有し、意見交換を行う場として、当社及びグループ会社の社長からなるグループ会社経営計画報告会を定期的開催するなど、グループ全体での相互の情報共有の強化を図る。

### (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ会社は、各社ごとの規定等に基づいてリスク管理体制を整備し、リスク要因を把握・認識し、必要なリスク対策を立案して実施し、必要なリスク対策の見直しを行う等、リスクマネジメントを実施する。

当社は、グループ会社の管理に関する社内規則に基づいたグループ会社のリスク管理状況の把握・管理を行うとともに、リスクマネジメント委員会を活用して、グループ会社のリスクマネジメントの把握を行う体制を運用する。

また、グループ会社の緊急事態発生時に必要な連絡及び報告を当社が受ける体制を整備するほか、当社が事案の状況に応じて必要な指示等を行うなど、当社とグループ会社で一体としてリスク管理を推進する体制を構築する。

### (3) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ会社において、阪神高速グループの一員としての意識を高めるとともに、当社とグループ会社で共通の社外相談・通報窓口の活用を図ることにより、グループ

一体となったコンプライアンスを推進する。

また、グループ会社は、コンプライアンス上重要な事案が発生したときは、速やかに当社に報告し、当社は必要な指示、指導、助言等を行い、当社と当該グループ会社で一体として対応する。

#### **7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の当社の取締役からの独立性及びその使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

監査役室に専属の使用人を配置し、監査役の指揮命令の下、監査業務を補助させる。

監査役室の使用人の人事異動及び不利益処分については、あらかじめ取締役と監査役が協議する。

#### **8. 当社の監査役への報告に関する体制**

##### **(1) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制**

取締役会のほか、経営責任者会議その他の重要な会議への出席により、監査役が取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できる体制を確保する。

また、監査役と取締役が協議して定める「取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項」に基づき、業務上の事故その他業務運営に影響を及ぼすと認められる重大な事項については速やかに監査役に報告を行うとともに、文書回付等の体制の運用を通じて、監査役へ適時適切な情報提供を実施する。

さらに、内部監査の実施状況の報告等により、監査役が内部監査部門と連携して効率的に監査を実施できる体制を確保する。

加えて、法令違反その他のコンプライアンスに関する事案についての社員相談・通報の内容を監査役に報告する体制を確保する。

##### **(2) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制**

グループ会社の業務運営に影響を及ぼすと認められる重大な事項については速やかに当社に報告し、その報告を受けた担当部門から、監査役に報告する。

また、当社の監査役とグループ会社の監査役との連絡会議を定例的に開催し、情報の共有を図る。

さらに、グループ会社において、阪神高速グループの一員としての意識を高めるとともに、当社とグループ会社で共通の社外相談・通報窓口の活用を図ることにより、グループ一体となったコンプライアンスを推進する。

#### **9. 上記8. の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社及びグループ会社において、相談・通報又は報告を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保する。

#### **10. 当社の監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役の仕事において生じる費用の前払又は償還の手続等について定め、監査役の仕事執行の実効性を確保する。

### 1 1. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査役は、定期的に会合をもち、経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の最重要課題等について意見交換を行うことにより、相互認識と信頼関係を深め、監査役監査の実効性確保に努める。

また、その他の取締役についても適宜、監査役との意見交換を行うものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の当事業年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

### 1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会決定、社内規則に基づき、コンプライアンス委員会を年間2回及びコンプライアンス社内推進委員会を年間4回開催するほか、コンプライアンスに係る研修等を実施するとともに、社内及び社外の相談・通報窓口を整備し、社員に周知している。

不当要求等対応連絡会を定期的で開催し、不当要求情報の共有を図るとともに、対応マニュアルをはじめとする当社の取組みを周知している。また、暴力団等排除に関する誓約書の提出を受注者及び下請負人等に義務づけている。

取締役の職務を相互に監督し、取締役の職務執行の適法性を確保するため、当事業年度は取締役会を11回開催し、重要事項の決議を行うとともに、四半期毎に職務執行状況報告を実施した。

監査役は、取締役の職務執行の適法性を確保するため、取締役会のほか、経営責任者会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べている。

### 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報及び文書等については、社内規則を定めて、適切に記録し、保存している。株主総会及び取締役会の議事録については、会社法及び社内規則に基づき、開催後速やかに作成し、総務人事部において保存している。

### 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内規則に基づき、各担当部門においてリスクマネジメントを実施するとともに、リスクマネジメント委員会を開催し、会社等に重大な損失等を与えるリスクの管理を推進する等、全社的な体制を運用している。

当事業年度は、特に、高速道路における逆走等による事故対策を図るとともに、地震・津波等の災害時におけるお客さまの安全確保、道路機能の確保及び災害対応力強化の観点から、津波浸水に備えたハード対策のほか、事業継続計画（BCP）等の整備・見直し、社員研修、各種防災訓練等を実施した。また、情報セキュリティマネジメントを強化するために、情報セキュリティの基本方針に基づき、社員研修、自己監査等を実施するとともに、情報システムの信頼性等の向上及び損失等の発生の未然防止を目的として、情報システムに係るアタックテストを実施した。実施した内容等については、情報セキュリティ委員会に報告し、適宜見直しを図っている。また、グループ会社間で情報セキュリティに関する情報を共有するため、連絡会議を開催している。

リスクに係る重大な事象が発生した場合に備え、緊急対策本部をはじめとする緊急対応体制を整備し、運用している。当事業年度は、情報セキュリティ事案について、緊急対策本部を設置し、全社を挙げて迅速に対処した。

取締役会はリスク管理の徹底を図るため、各担当部門のリスクマネジメントを監督し



た。また、リスクマネジメント委員会からリスクマネジメントの取組状況について報告を受けている。

#### **4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

執行役員は、社内規則に基づき、業務を効率的に分担管理している。

中期経営計画の達成に向けて、経営計画策定指針に基づき、担当部門毎に経営計画の策定を行うとともに、経営計画達成状況報告会を実施し、経営計画の達成状況の把握・評価及び残された課題の明確化を図っている。

当事業年度は取締役会を11回開催し、重要事項の決議を行うとともに、四半期毎に職務執行状況報告を実施したほか、重要案件会議を20回開催し、重要課題に的確に対応した。

#### **5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

社員の企業理念への理解を深めるため、社員研修を実施している。

社内規則に基づき、コンプライアンス委員会を年間2回及びコンプライアンス社内推進委員会を年間4回開催するほか、コンプライアンスに係る社員研修等を実施するとともに、社内及び社外の相談・通報窓口を整備し、社員に周知している。

不当要求等対応連絡会を定期的で開催し、不当要求情報の共有を図るとともに、対応マニュアルをはじめとする当社の取組みを周知している。また、暴力団等排除に関する誓約書の提出を受注者及び下請負人等に義務づけている。

社内規則に基づき、各部署に対して、定期的に内部監査を実施している。

#### **6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

社内規則において、グループ会社の管理業務についての方針及び基準等を定め、グループ会社に対する指導、調整及び協力等の業務を適正かつ円滑に遂行することとしている。また、特に重要な管理業務については、取締役会の議を経て行うこととしている。

グループ会社の子会社については、グループ会社が、子会社の管理に関する規定等の制定、役員の派遣等を通じて、指導、調整等の管理を行っている。

監査役は、グループ会社に対して事業の報告を求めるとともに、その業務状況等を調査している。また、監査室は、グループ会社に対する内部監査の結果を社長に報告し、社長はこれを当該グループ会社及び監査役会に通知している。

内部監査部門等は、グループ会社の準常勤監査役と定期的に情報共有及び意見交換を実施している。

##### **(1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制**

社内規則に基づき、グループ会社が経営上重要な行為を行う際には、あらかじめグループ会社から関係書類の提出又は報告を求めるなどの上、適切に指導又は助言等を行うとともに、特に当社の経営に大きな影響を及ぼす可能性のある行為については、当社の重要案件会議に諮ることとしている。

部門毎にグループ会社との連絡会議を開催し、グループ全体で密に情報共有を図るとともに、当社からグループ会社に対して必要な助言を行っている。また、グループ会社経営計画報告会を年間2回開催し、グループ会社の経営目標、達成状況及び課題を共有している。さらに、当社の経営責任者会議にグループ会社からも出席を求めることにより、より幅広く情報の共有を図っている。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各グループ会社においては、各社ごとの規定等でリスク管理体制を整備し、リスクマネジメントを実施している。

当社は、社内規則に基づき、リスクマネジメント委員会において、各グループ会社のリスクマネジメントについて調査、審議し、必要に応じ、指導又は助言等を行うこととしている。

また、グループ会社に緊急事態が生じたときは、グループ会社は、その規定等に基づき、直ちに当社に報告し、当社は、社内規則に基づき、必要な措置を講じることを指示する等の対応を行うこととしている。

(3) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス社内推進委員会の委員としてグループ会社の社長の出席を求め、当社とグループ会社で共通の社外相談・通報窓口を設置すること等により、グループ一体となったコンプライアンスの推進を図っている。

また、グループ会社において法令違反その他のコンプライアンスに関する事案が発生したときは、グループ会社は、その規定等に基づき、直ちに当社に報告し、当社は、社内規則に基づき、必要な措置を実施することとしている。

**7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の当社の取締役からの独立性及びその使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

監査役室に専属の使用人を配置し、監査役の指揮命令の下、監査業務を補助させている。

また、監査役室の使用人の人事異動については、事前に取り締役から監査役に協議している。

**8. 当社の監査役への報告に関する体制**

(1) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

監査役は、取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、経営責任者会議その他の重要な会議に出席している。

また、重大な事案が発生した場合における監査役への報告、重要な文書の監査役への回付等を実施している。

さらに、監査室から監査役に内部監査の実施状況を報告するなど、内部監査部門と監査役との連携を図っている。

加えて、相談・通報により法令違反その他のコンプライアンスに関する事案を認知したときは、直ちに監査役に報告している。

(2) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

グループ会社で重大な事案が発生したときは、当社の担当部門を通じて速やかに監査役に報告している。

また、監査役とグループ会社の監査役との連絡会議を開催し、情報の共有を図っている。

さらに、当社とグループ会社で共通の社外相談・通報窓口を設置するとともに、相談等により法令違反その他のコンプライアンスに関する事案を認知したときは、当社

の担当部門を通じて直ちに監査役に報告している。

**9. 上記8. の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社の社内規則及びグループ会社の規定等において、相談等を行った者に対してそのことを理由として不利益な取扱いをしない旨を規定している。

**10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役会の求めるところに基づき、監査役の職務の執行上必要と認める費用については、あらかじめ予算に計上している。

**11. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、会社に対処すべき課題、監査上の最重要課題等について代表取締役及び会長と意見交換を行った。また、執行役員（取締役である者を含む。）とも、その分担業務に係る課題等について意見交換を行った。

**(3) 株式会社の支配に関する基本方針**

該当事項はありません。

**(4) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針**

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

平成28年3月31日

阪神高速道路株式会社

## 資産の部

(単位:百万円)

流動資産		
現金及び預金		7,613
高速道路事業営業未収入金		31,641
未収入金		8,650
未収還付法人税等		0
未収消費税等		68
有価証券		18,500
仕掛道路資産		127,804
原材料及び貯蔵品		252
受託業務前払金		1,533
繰延税金資産		1,047
その他		1,341
貸倒引当金		9
	流動資産合計	<u>198,444</u>
固定資産		
1.有形固定資産		
建物及び構築物	27,624	
減価償却累計額	<u>11,279</u>	16,345
機械装置及び運搬具	49,056	
減価償却累計額	<u>34,263</u>	14,792
土地		3,860
リース資産	3,907	
減価償却累計額	<u>917</u>	2,990
建設仮勘定		1,164
その他	1,733	
減価償却累計額	<u>1,261</u>	472
	有形固定資産合計	<u>39,626</u>
2.無形固定資産		
ソフトウェア		1,455
その他		6
	無形固定資産合計	<u>1,461</u>
3.投資その他の資産		
投資有価証券		748
繰延税金資産		517
その他		1,219
貸倒引当金		19
	投資その他の資産合計	<u>2,466</u>
	固定資産合計	<u>43,554</u>
	資産合計	<u><u>241,999</u></u>

## 負債の部

(単位:百万円)

流動負債		
高速道路事業営業未払金		34,711
未払金		4,138
リース債務		338
未払法人税等		815
未払消費税等		559
受託業務前受金		644
前受金		286
賞与引当金		1,383
その他		1,273
	流動負債合計	44,152
固定負債		
道路建設関係社債		53,491
道路建設関係長期借入金		75,907
リース債務		2,548
繰延税金負債		68
役員退職慰労引当金		134
ETCマイル - ジサービス引当金		34
退職給付に係る負債		31,957
その他		684
	固定負債合計	164,827
	負債合計	208,979

## 純資産の部

株主資本		
資本金		10,000
資本剰余金		10,000
利益剰余金		21,993
	株主資本合計	41,993
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		4
退職給付に係る調整累計額		9,371
	その他の包括利益累計額合計	9,376
非支配株主持分		402
	純資産合計	33,019
	負債・純資産合計	241,999

# 連結損益計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

. 営業収益		256,880
. 営業費用		
道路資産賃借料	129,701	
高速道路等事業管理費及び売上原価	119,211	
販売費及び一般管理費	4,957	253,869
営業利益		3,011
. 営業外収益		
受取利息	12	
土地物件貸付料	31	
助成金収入	41	
原因者負担収入	16	
ハイウェイカード前受金取崩益	37	
持分法による投資利益	92	
その他	137	369
. 営業外費用		
支払利息	10	
偽造ハイウェイカード損失	1	
回数券払戻損失	18	
その他	12	42
経常利益		3,338
. 特別利益		
固定資産売却益	46	46
. 特別損失		
固定資産除却費	85	
たな卸資産処分損	1	
事務所移転費用	34	
減損損失	10	131
税金等調整前当期純利益		3,253
法人税、住民税及び事業税	744	
過年度法人税等	93	
法人税等調整額	105	732
当期純利益		2,520
非支配株主に帰属する当期純利益		90
親会社株主に帰属する当期純利益		2,430

## 連結株主資本等変動計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成27年4月1日残高	10,000	10,000	19,562	39,562	9	3,164	3,155	311	36,719
連結会計年度中の変動額									
親会社株主に帰属する当期純利益			2,430	2,430					2,430
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					13	6,206	6,220	90	6,130
連結会計年度中の変動額合計	-	-	2,430	2,430	13	6,206	6,220	90	3,699
平成28年3月31日残高	10,000	10,000	21,993	41,993	4	9,371	9,376	402	33,019

# 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

## 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

連結子会社の名称  
阪神高速サービス(株)  
阪神高速技術(株)  
阪神高速パトロール(株)  
阪神高速トール大阪(株)  
阪神高速トール神戸(株)  
阪神高速技研(株)  
内外構造(株)

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称 阪申土木技術諮詢(上海)有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

## 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数 5社

関連会社の名称  
株情報技術  
株テクノ阪神  
株ハイウェイ管制  
阪神施設工業(株)  
阪神施設調査(株)

(2) 持分法を適用していない非連結子会社(阪申土木技術諮詢(上海)有限公司)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

## 4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

(時価のあるもの)

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(時価のないもの)

移動平均法による原価法によっております。

たな卸資産

評価基準は主として原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

原材料及び貯蔵品

主として個別法を採用しております。



## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### 有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定額法、連結子会社は定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除く)は定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	5～60年
機械装置及び運搬具	5～17年
その他	5～10年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

### 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

### リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

### 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

### ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

## (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

### 繰延資産の処理方法

#### 道路建設関係社債発行費

支出時に償却しております。

### 退職給付に係る会計処理の方法

#### 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

また、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## 重要な収益及び費用の計上基準

### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

#### 道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

#### 受託業務収入

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## (会計方針の変更に関する注記)

### 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。 )及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。 )等を当連結会計年度から適用し、 支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、 取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。 また、 当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、 暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。 加えて、 当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、 企業結合会計基準第58-2項(4)、 連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、 当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

## (表示方法の変更に関する注記)

### 連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「助成金収入」は、 金額的重要性が増したため、 当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、 前連結会計年度の「助成金収入」は54百万円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

(1) 投資有価証券のうち非連結子会社及び関連会社に対するもの

株式 721百万円

(2) 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債53,491百万円(額面53,500百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債130,660百万円(額面)の担保に供しております。

(3) 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 15,000百万円

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 166,160百万円

なお、上記引渡しにより道路建設関係社債が47,584百万円、道路建設関係長期借入金が25,258百万円それぞれ減少しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	-	-	20,000
合計	20,000	-	-	20,000

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等を行うために必要な資金を社債発行や銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い譲渡性預金等の手段により運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

営業債権である高速道路事業営業未収入金は、高速道路事業におけるクレジットカード会社に対するETC料金未収入金等であり、信用リスクは僅少であります。また、営業債務である高速道路事業営業未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

道路建設関係長期借入金の一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、金利変動リスクを最小限に止めるため、固定金利である社債と変動金利である民間借入金とのバランスを考慮しながら調達を行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	7,613	7,613	-
(2) 高速道路事業営業未収入金	31,641	31,641	-
(3) 未収入金	8,650	8,650	-
(4) 未収還付法人税等	0	0	-
(5) 未収消費税等	68	68	-
(6) 有価証券及び投資有価証券	18,500	18,500	-
資産計	66,474	66,474	-
(1) 高速道路事業営業未払金	34,711	34,711	-
(2) 未払金	4,138	4,138	-
(3) 未払法人税等	815	815	-
(4) 未払消費税等	559	559	-
(5) 道路建設関係社債	53,491	53,819	327
(6) 道路建設関係長期借入金	75,907	75,907	-
負債計	169,625	169,953	327

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)高速道路事業営業未収入金、(3)未収入金、(4)未収還付法人税等及び(5)未収消費税等  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)有価証券及び投資有価証券

これらは譲渡性預金であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1)高速道路事業営業未払金、(2)未払金、(3)未払法人税等及び(4)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

(6)道路建設関係長期借入金

これらの時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額748百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(6)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,630円84銭
1株当たり当期純利益金額	121円51銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	2,430百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	2,430百万円
普通株式の期中平均株式数	20,000千株

(重要な後発事象に関する注記)

厚生年金基金の代行返上について

当社は、厚生年金基金の代行部分について、平成28年4月1日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。

今後、代行部分過去分返上認可の日及び年金資産の返還の日において、代行返上に伴う損益を計上し、代行部分過去分に係る退職給付債務の消滅を認識する予定であります。

なお、損益に与える影響は未定です。

## 貸借対照表

平成28年3月31日

阪神高速道路株式会社

## 資産の部

(単位:百万円)

流動資産			
現金及び預金		6,229	
高速道路事業営業未収入金		31,632	
未収入金		7,553	
有価証券		18,500	
仕掛道路資産		127,902	
貯蔵品		142	
受託業務前払金		1,533	
前払費用		67	
繰延税金資産		516	
その他		476	
貸倒引当金		9	
	流動資産合計		194,546
固定資産			
A 高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
建物	1,037		
構築物	10,317		
機械及び装置	14,814		
車両運搬具	73		
工具、器具及び備品	75		
建設仮勘定	1,144	27,462	
無形固定資産			
ソフトウェア	777		
その他	1	778	28,241
B 関連事業固定資産			
有形固定資産			
建物	1,250		
構築物	100		
機械及び装置	7		
車両運搬具	0		
工具、器具及び備品	54		
土地	1,952		
リース資産	51	3,417	
無形固定資産			
ソフトウェア	1		
その他	0	1	3,419
C 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	2,903		
構築物	29		
工具、器具及び備品	166		
土地	1,116		
リース資産	93		
建設仮勘定	15	4,324	
無形固定資産			
ソフトウェア	382		
その他	0	382	4,707
D その他の固定資産			
有形固定資産			
土地	385	385	385
E 投資その他の資産			
投資有価証券		26	
関係会社株式		383	
長期前払費用		620	
その他		237	
貸倒引当金		19	
	固定資産合計		1,249
	資産合計		38,002
			232,549

負債の部

(単位:百万円)

流動負債			
高速道路事業営業未払金	29,925		
未払金	2,682		
リース債務	36		
未払費用	294		
未払法人税等	313		
未払消費税等	344		
預り金	11,564		
受託業務前受金	644		
前受金	221		
賞与引当金	685		
その他	661		
	流動負債合計		47,375
固定負債			
道路建設関係社債	53,491		
道路建設関係長期借入金	75,907		
リース債務	109		
繰延税金負債	74		
受入保証金	53		
退職給付引当金	21,540		
役員退職慰労引当金	26		
ETCマイル - ジサービス引当金	34		
	固定負債合計		151,237
	負債合計		<u>198,613</u>
	純資産の部		
株主資本			
資本金			10,000
資本剰余金			
資本準備金		10,000	
	資本剰余金合計		10,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
固定資産圧縮積立金	153		
高速道路事業別途積立金	10,692		
繰越利益剰余金	3,090	13,935	
	利益剰余金合計		13,935
	株主資本合計		<u>33,935</u>
	純資産合計		<u>33,935</u>
	負債・純資産合計		<u>232,549</u>

## 損益計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益			
料金収入	172,339		
道路資産完成高	71,189		
受託業務収入	0		
その他の売上高	47	243,577	
2. 営業費用			
道路資産賃借料	129,701		
道路資産完成原価	71,094		
管理費用	41,747		
受託業務費用	0	242,543	
高速道路事業営業利益			1,034
. 関連事業営業損益			
1. 営業収益			
休憩所等事業収入	72		
駐車場事業収入	522		
受託業務収入	7,626		
その他営業事業収入	1,365	9,587	
2. 営業費用			
休憩所等事業費	73		
駐車場事業費	238		
受託業務費用	7,617		
その他営業事業費	1,127	9,056	
関連事業営業利益			530
全事業営業利益			1,565
. 営業外収益			
受取利息	1		
有価証券利息	10		
受取配当金	177		
土地物件貸付料	32		
原因者負担収入	16		
ハイウェイカード前受金取崩益	37		
雑収入	90	364	
. 営業外費用			
支払利息	25		
偽造ハイウェイカード損失	1		
回数券払戻損失	18		
雑損失	9	54	
経常利益			1,874
. 特別利益			
固定資産売却益	49	49	
. 特別損失			
固定資産除却費	71		
減損損失	4	75	
税引前当期純利益			1,848
法人税、住民税及び事業税	176		
過年度法人税等	93		
法人税等調整額	35	234	
当期純利益			1,614



## 株主資本等変動計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	
		資本準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計		
			固定資産 圧縮積立金	高速道路事業 別途積立金	関連事業 別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成27年4月1日残高	10,000	10,000	153	10,568	3	1,597	12,321	32,321	32,321
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩			4			4	-	-	-
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加			4			4	-	-	-
別途積立金の積立				123		123	-	-	-
別途積立金の取崩					3	3	-	-	-
当期純利益						1,614	1,614	1,614	1,614
事業年度中の変動額合計	-	-	0	123	3	1,493	1,614	1,614	1,614
平成28年3月31日残高	10,000	10,000	153	10,692	-	3,090	13,935	33,935	33,935

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法によっております。  
 其他有価証券  
 (時価のないもの)  
 移動平均法による原価法によっております。

##### (2) たな卸資産

評価基準は主として原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

##### 仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

##### 貯蔵品

主として個別法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

構築物 5～60年

機械及び装置 5～17年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

##### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

##### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

##### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

##### (5) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

#### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

支出時に償却しております。

##### (2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

##### (3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### 表示方法の変更に関する注記

「道路法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年1月23日国土交通省令第4号)により、高速道路事業等会計規則が改正されたため、当事業年度より「受託業務事業費」を「受託業務費用」に表示方法を変更しております。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債53,491百万円(額面53,500百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債130,660百万円(額面)の担保に供しております。

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

44,923百万円

### 3. 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構

15,000百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構

166,160百万円

なお、上記引渡しにより道路建設関係社債が47,584百万円、道路建設関係長期借入金が25,258百万円それぞれ減少しております。

### 4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 118百万円

短期金銭債務 12,846百万円

## 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

高速道路事業営業収益 0百万円

高速道路事業営業費用 31,570百万円

関連事業営業収益 626百万円

関連事業営業費用 523百万円

営業取引以外の取引 1,228百万円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### (繰延税金資産)

賞与引当金	211 百万円
退職給付引当金	6,636 百万円
ETCマイレージサービス引当金	10 百万円
未払事業税	63 百万円
前受金	44 百万円
減損損失	454 百万円
繰越欠損金	294 百万円
その他	302 百万円
繰延税金資産小計	8,017 百万円
評価性引当額	7,501 百万円
繰延税金資産合計	516 百万円

### (繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	68 百万円
その他	6 百万円
繰延税金負債合計	74 百万円

繰延税金資産の純額 441 百万円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産 - 繰延税金資産	516 百万円
固定負債 - 繰延税金負債	74 百万円

## 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との協定による、道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額は、以下のとおりであります。

なお、当該賃借料の支払期日は平成74年9月18日であります。

1年以内	136,950百万円
1年超	7,255,112百万円
合計	7,392,063百万円

- (注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。

## 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有割合 (%)	関連当事 者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	阪神高速技術株式会社	大阪市 西区	80	高速道路 の保守点 検・維持 修繕業務	(所有) 直接 100.0	高速道路 の保守点 検・維持 修繕業務 の委託  役員の兼 任	資金の預 り ( )	-	預り金	6,705

(注) 当社では、グループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システム(以下「CMS」という。)を導入しておりますが、CMSを用いた資金取引について取引の内容ごとに取引金額を集計することは困難であるため、期末残高のみを記載しております。なお、金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

### (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有割合 (%)	関連当事 者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等) が議決権 の過半数 を自己の 計算にお いて所有 している 会社等	独立行政法人 日本高速道路 保有・債務返 済機構	横浜市 西区	5,571,386	高速道路 に係る道 路資産の 保有及び 貸付け、 承継債務 等の返済 等	なし	道路資産 の賃借	道路資産 賃借料の 支払 ( 1)	129,701	高速道路 事業営業 未払金	11,921
									高速道路 事業営業 未収入金	2,974
						道路資産 と債務の 引渡	完成道路 資産の引 渡	71,189	高速道路 事業営業 未収入金	13,179
						借入金 の連帯債務	債務建設 関係債務 の引渡 ( 2)	72,842	高速道路 事業営業 未払金	35
						資金の 借入	債務保証 ( 2、 3)	181,160	-	-
						道路建設 関係借入 金の借入 ( 4)	10,998	道路建設 関係長期 借入金	67,907	

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定により支払を行っております。
2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、引き渡した債務について、当社は連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく借入金であり、無利子であります。
5. 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には、道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

## 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,696円8銭
1株当たり当期純利益金額	80円71銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	1,614百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	1,614百万円
普通株式の期中平均株式数	20,000千株

## 重要な後発事象に関する注記

### 厚生年金基金の代行返上について

当社は、厚生年金基金の代行部分について、平成28年4月1日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。

今後、代行部分過去分返上認可の日及び年金資産の返還の日において、代行返上に伴う損益を計上し、代行部分過去分に係る退職給付債務の消滅を認識する予定であります。

なお、損益に与える影響は未定です。

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月30日

阪神高速道路株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 西原健二 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小市裕之 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、阪神高速道路株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は厚生年金基金の代行部分について、平成28年4月1日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月30日

阪神高速道路株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西原健二 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小市裕之 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、阪神高速道路株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は厚生年金基金の代行部分について、平成28年4月1日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営責任者会議、重要案件会議、コンプライアンス委員会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から会社計算規則第131条各号に掲げる事項の通知を受けるとともに、職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の説明を受け、当該体制について確認いたしました。また、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年6月6日

阪神高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役 越智 浩 印

監査役 廣田 玉枝 印

監査役 藤井 正和 印

(注) 常勤監査役越智浩、監査役廣田玉枝は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

## (決議事項)

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分の内容は、以下に記載のとおりであります。

当社としては、高速道路事業の将来の不確定要因に備えるため、繰越利益剰余金3,090百万円のうち高速道路事業に係る当期純利益相当額1,131百万円を高速道路事業別途積立金として積み立てさせていただきたく存じます。

なお、可能な限り自己資本の充実に努めるため、当期は無配当とさせていただきたくお願い致します。

#### (剰余金の処分に関する事項)

##### 1. 増加する剰余金の項目とその金額

高速道路事業別途積立金	1,131,472,366円
-------------	----------------

##### 2. 減少する剰余金の項目とその金額

繰越利益剰余金	1,131,472,366円
---------	----------------

## 第2号議案 取締役選任の件

取締役7名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
1	もり した しゅん ぞう 森 下 俊 三 (昭和20年4月8日)	昭和45年4月 日本電信電話公社入社 平成14年6月 東日本電信電話株式会社代表取締役副 社長 平成14年6月 エヌ・ティ・ティ・ベトナム株式会社代表取 締役社長(兼任) 平成16年3月 西日本電信電話株式会社代表取締役 社長 平成20年6月 同 取締役相談役 平成24年6月 阪神高速道路株式会社取締役会長(非 常勤) (現在に至る)  (重要な兼職の状況) 大阪瓦斯株式会社社外取締役 大阪府公安委員会委員長 同志社大学大学院客員教授 日本放送協会(NHK)経営委員	なし
2	ゆき かず のり 幸 和 範 (昭和22年11月15日)	昭和47年4月 阪神高速道路公団採用 平成9年5月 同 計画部特定計画調整室長 平成10年5月 同 計画部計画第一課長 平成11年5月 同 工務部工務第一課長 平成12年5月 同 総務部企画調整室長 平成13年5月 同 計画部次長 平成15年5月 同 工務部長 平成16年6月 同 審議役 平成17年10月 阪神高速道路株式会社執行役員 平成18年6月 同 常務取締役 平成24年9月 同 代表取締役専務取締役 平成26年6月 同 代表取締役兼専務執行役員 (現在に至る)  (重要な兼職の状況) 阪神高速サービス株式会社取締役(非常勤) 阪神高速技術株式会社取締役(非常勤)	なし

3	<p>しま だ たか し 島 田 隆 史</p> <p>(昭和 29 年 5 月 18 日)</p>	<p>昭和 54 年 4 月 阪急電鉄株式会社入社 平成 13 年 6 月 株式会社阪急ファシリティーズ 代表取締役専務取締役 平成 15 年 7 月 阪急インベストメント・パートナーズ株式会社 代表取締役社長 平成 16 年 4 月 阪急電鉄株式会社 不動産事業本部副本部長兼不動産開発部長 平成 16 年 6 月 同 取締役(不動産事業本部不動産運用・不動産開発担当、不動産開発部長) 平成 18 年 4 月 同 常務取締役(不動産事業本部長) 平成 22 年 4 月 阪急不動産株式会社 代表取締役専務 平成 23 年 4 月 同 代表取締役社長 (現在に至る)</p>	なし
4	<p>おか もと ひろし 岡 本 博</p> <p>(昭和 28 年 10 月 7 日)</p>	<p>昭和 54 年 4 月 建設省採用 平成 13 年 5 月 国土交通省道路局企画課道路事業調整官 平成 15 年 4 月 同 九州地方整備局道路部長 平成 17 年 10 月 同 道路局企画課長 平成 20 年 7 月 同 九州地方整備局長 平成 23 年 1 月 同 国土地理院長 平成 25 年 10 月 阪神高速道路株式会社 経営・技術アドバイザー 平成 26 年 6 月 同 取締役兼常務執行役員 (現在に至る)</p>	なし
5	<p>い かわ きよ と 井 川 清 人</p> <p>(昭和 29 年 10 月 26 日)</p>	<p>昭和 52 年 4 月 阪神高速道路公団採用 平成 14 年 7 月 同 業務部経済課長 平成 15 年 5 月 同 経理部資金課長 平成 16 年 6 月 同 人事部人事課長 平成 17 年 10 月 阪神高速道路株式会社総務人事部人事グループ長 平成 18 年 7 月 同 経営企画部次長 平成 19 年 7 月 同 営業部次長 平成 20 年 7 月 同 総務人事部付(阪神高速トール大阪株式会社 常務取締役) 平成 21 年 7 月 同 営業部長 平成 24 年 7 月 同 執行役員 平成 26 年 6 月 同 取締役兼執行役員 (現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況) 阪神高速サービス株式会社取締役 (非常勤)</p>	なし

<p>6</p>	<p>あずま 東 きよし 潔 (昭和 37 年 12 月 15 日)</p>	<p>昭和 61 年 4 月 建設省採用 平成 13 年 4 月 国土交通省道路局道路交通管理課企画 専門官 平成 14 年 7 月 阪神高速道路公団総務部総務課長 平成 17 年 8 月 国土交通省都市・地域整備局総務課都 市高速道路公団監理室長 平成 17 年 10 月 同 都市・地域整備局都市計画課景観 室長 平成 19 年 4 月 同 住宅局市街地建築課マンション政策 室長 平成 20 年 7 月 同 東北地方整備局建政部長 平成 23 年 8 月 同 都市局都市政策課長 平成 25 年 8 月 内閣府男女共同参画局総務課長 平成 26 年 9 月 同 大臣官房政策評価広報課長 平成 27 年 6 月 国土交通省大臣官房付 平成 27 年 6 月 阪神高速道路株式会社 取締役兼執行 役員 (現在に至る)</p>	<p>なし</p>
<p>7</p>	<p>たま だ ひろ ぞう 玉 田 尋 三 (昭和 27 年 10 月 24 日)</p>	<p>昭和 50 年 4 月 兵庫県採用 平成 17 年 4 月 同 県土整備部土木局街路課長 平成 19 年 4 月 同 東播磨県民局県土整備部長兼加古 川土木事務所長 平成 21 年 4 月 同 東播磨県民局加古川土木事務所長 平成 22 年 4 月 同 企業庁次長 平成 23 年 4 月 同 中播磨県民局長 平成 25 年 4 月 兵庫県道路公社理事長 平成 26 年 4 月 兵庫県道路公社相談役 平成 26 年 6 月 阪神高速道路株式会社 執行役員 (現在に至る)</p>	<p>なし</p>

(注 1) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

(注 2) 森下俊三氏は、社外取締役候補者であります。

### 第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金支給の件

本総会の終結の時をもって、取締役を辞任されます取締役山澤俱和氏に対して、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を支給することとし、その具体的金額、支給の時期、方法等は、取締役会に御一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
山澤 俱和	平成24年6月 当社代表取締役社長(現在に至る)